

Web 完結型教育ローン(カード型)契約書【規定】

借主は、労働金庫(以下、「金庫」といいます。)(が指定した保証機関または一般社団法人日本労働者信用基金協会の保証に基づき、金庫との当座貸越取引(ろうきんカードローン取引)以下「教育ローン(カード型)取引」といいます。)(について次の条項を承諾するを契約します。

第1条(契約の成立・貸越利用期間中の取引方法)

- 本契約は、本契約書の提出を受け、金庫が承諾したときに成立します。
- 貸越利用期間中(第2条第2項により貸越利用期間満了日をもって貸越利用期間を延長しないこととした場合には、貸越利用期間満了日まで)の期間中、以下、同じです。)(。教育ローン(カード型)取引は、当座貸越取引のみとし、小切手・手形の振出または引当を行わないものとします。

借主は、別に定める場合を除き、ろうきん教育ローン専用カード(以下「教育ローンカード」といいます。))を使用して払戻す方により当座貸越を受けるものと、第3条に定める契約価値額を超えない範囲内で繰上り教育資金のための当座貸越を受けることができるものとします。

- 教育ローンカード、現金自動預金機・現金自動支払機(現金自動預金支払機を含む)等の自動機の取扱いについては、別に定める「ろうきんカードローン専用カード規定」によります。

第2条(貸越利用期間)

1. この契約に基づく貸越利用期間は、契約成立日からその1年後の応当日の前日(応当日が金庫の休日の場合は、その日の翌営業日)以下、「貸越利用期間満了日」といいます。)(までとします。ただし、貸越利用期間満了日までに金庫から借主に貸越利用期間を延長しない旨の申出がない場合には、貸越利用期間は更に1年間延長されるものと、以後も同様とします。

2. 貸越利用期間満了日までに金庫から借主に貸越利用期間を延長しない旨の申出がなされた場合には、次のとおりとします。

- 借主は、貸越利用期間満了日翌日以降は当座貸越を受けないものとします。
- 借主は、直ちに教育ローンカードを金庫に返却します。
- 借主は、貸越利用期間満了日翌日以降、当座貸越事項に定める貸越利用期限日より第7条第1項に従い利息の返済をするものとします。
- 貸越利用期限日以降の貸越元金利息は、この契約の各条項に従い返済し、貸越元金利息が返済された日にこの契約は当然に解約されるものとします。
- 貸越利用期間満了日における貸越元金利息が、第7条第2項元金利息の返済をするにあたり、元金返済事項に記載する内容にもとづき元金返済額を算出できる金額より少ない場合には、貸越利用期間満了日の翌日以降、直後の毎月返済日(金庫の休日の場合は、その日の翌営業日)に貸越元金全額を返済のうえ、この契約は当然に解約されるものとします。

3. 本条第1項にかかわらず、当座貸越事項に定める貸越利用期限日を期限として、貸越利用期間は終了するものとします。

- 借主は、直ちに教育ローンカードを金庫に返却します。
- 借主は、貸越利用期限日の翌日以降は、当座貸越を受けないものとします。

- 貸越元金利息はこの契約の各条項に従い返済し、貸越元金利息が返済された日にこの契約は当然に解約されるものとします。
- 貸越利用期限日において貸越元金利息がない場合は、貸越利用期限日の翌日にこの契約は当然に解約されるものとします。
- 貸越利用期限日における貸越元金利息が、第7条第2項に第4項に定める元金利息の返済をするにあたり、元金返済事項に記載する内容にもとづき元金返済額を算出できる金額より少ない場合には、貸越利用期限日翌日以降、直後の毎月返済日(金庫の休日の場合は、その日の翌営業日)に貸越元金全額を返済のうえ、この契約は当然に解約されるものとします。

5. 借主について、相続が開始した場合は、本条第1項にかかわらず、相続開始日を以て貸越利用期間満了日とし、借主の相続人等が教育ローンカードを使用した当座貸越を受けることはできません。

第3条(契約価値額)

貸越元金・契約価値額は、表記の当座貸越要項のとおりとします。

第4条(利率・損害金)

1. 貸越利用期限日前日までの貸越利率にかからる利率(以下、「貸越利率」といいます。)(および貸越利用期限日以降の元金返済(以下「元金返済」といいます。))は、それぞれ基準金利の利率(以下、「基準利率」といいます。))を基準とした金庫所定の利率(金庫が金庫所定の引下げ利率を適用する場合は、借主に対して適用する利率引下げ後の利率)とします。

- 貸越利率の基準金利は、金庫の定める「教育ローン(カード型)基準金利(貸越利用期間)」とします。
- 返済利率の基準金利は、金庫の定める「教育ローン(カード型)基準金利」とします。
- 金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、支払うべき元金に対し年 14.5%の利率により、1年を 365 日と日割計算とします。

3. 基準金利が廃止された場合および金融情勢等の変化その他相当の事由により金庫が基準金利を適用することを廃止した場合には、金庫が定める金利を基準金利と読み替えてこの契約書が適用されるものとします。

第5条(適用利率および利率変更等)

- 初回貸越日の貸越利率は初回貸越日現在の貸越利率、貸越残高が0円となった後に再び貸越した日(以下、「再貸越日」といいます。))の貸越利率は再貸越日現在の貸越利率をそれぞれ適用します。
- 貸越利用期間中において、貸越残高がそれぞれ2月1日、5月1日、8月1日、11月1日(以下、「金利見直し日」といいます。))を越えて継続するときは、前項の貸越利率を見直します。金利見直しは、貸越に適用している基準利率を金利見直し日の基準利率に替えて行い、変更後の貸越利率を直後の当座貸越要項記載の毎月返済日(金庫の休日の場合は、その日の翌営業日)から適用します。
- 貸越利用期限日の返済利率については、貸越利用期限日前日の貸越利率と同率とします。ただし、貸越利用期限日に貸越利率の利率変更が予定されている場合には、貸越利用期限日前日の貸越利率に予定されている利率変更を反映した利率を返済利率とします。
- 返済利率は、貸越利用期限日よりおよび貸越利用期間満了日の翌日以降の毎月4月1日および10月1日(以下、「見直し基準日」といいます。))に見直すものとします。

- 見直し後の返済利率は、見直し前の返済利率に今回見直し基準日現在基準利率(返済利率の基準金利にもとづく、以下、本条において同じです。))と前回見直し基準日現在の貸越利率との差を加減した利率とします。ただし、貸越利用期限日以降最初の返済利率の見直しの場合には、見直し前の利率に見直し基準日現在の基準利率と貸越利用期限日時点の基準利率との差を加減した利率とします。
- 前項より、見直し後返済利率の適用開始日は、4月1日見直し基準日の場合は同年6月/毎月返済日翌日から、10月1日見直し基準日の場合は同年12月/毎月返済日翌日からとします。
- 第4条第1項および第3項に定める基準金利の改定・変更および本条第1項から第6項の内容は、金庫の本支店もしくはホームページに掲示した書面により通知するものとします。変更日以降は変更内容およびこの契約を履行します。
- 金庫が特に借主に対して引下げ利率を適用した場合には、いつでもその引下げ利率を変更し、または引下げ利率の適用を中止することができるものとします。なお、この場合の手続については金庫の定めるところによります。

第6条(利息計算)

- 貸越利用期限日前日までの貸越金にかかる利息は、付利単位を 100 円とし、毎月返済日(金庫の休日の場合は、その日の翌営業日)に第4条および第5条により定めた貸越利率によって計算します。利息の計算は年率、ろうきん関係なく貸越元金×日数×貸越利率/365 の数値より行われるものとします。
- 貸越利用期限日以降の返済金にかかる利息は、付利単位を 100 円とし、毎月返済日に第4条および第5条により定めた返済利率によって、次のとおり計算します。
 - 均等返済分の利息は、均等返済の部分の元金残高×返済利率×1/12で計算します。
 - 加算返済分の利息は、加算返済の部分の元金残高×返済利率×経過月数/12で計算します。
 - 利息計算期間中に1か月未満の端数日数がある場合、その端数日数については1年を365日とし、日割りで計算します。
 - 均等返済分および加算返済分それぞれの初回および最終返済額は、利息計算の端数処理のため毎回の返済額とは異なる

場合があります。

- 第2条第4項第5号の場合における貸越利用期限日から次回毎月返済日(金庫の休日の場合は、その日の翌営業日)までの利息は、本条第2項によらず、本条第1項により計算します。
- 保証料は、保証料率(一般社団法人日本労働者信用基金協会または金庫が指定した保証機関に対する保証料)にもとづき算出します。なお、借主への通知に記載する利率には、本項に定める保証料率を含むものとします。

第7条(定例返済)

1. 借主は、貸越利用期限日までの間、初回貸越日および再貸越日の翌日以降、次々回の毎月返済日(金庫の休日の場合は、その日の翌営業日)以下、本条において同じです。)(から第6条第1項により計算した利息を毎月返済日の都度、金庫へ支払うものとします。

ただし、初回貸越日および再貸越日の翌日以降、次々回の毎月返済日が、貸越利用期限日翌日以降に到来する場合には、貸越利用期限日に第6条第1項により計算した利息を金庫へ支払うものとします。

2. 借主は、貸越利用期限日翌日以降は、貸越利用期限日における貸越元金利息について、表記の元金返済要項の記載のとおり、均等返済(毎月)、または均等返済(毎月)および加算返済(年2回)するものとします。

3. 前項に定める元金利息(損害金を含む)ものとします。以下同じです。)(の返済期間は、貸越利用期限日から最終返済日までの間、第1回元金返済日から毎月返済日の都度、元金金を返済します。

なお、第1回元金返済日が貸越利用期限日の翌々月以降の毎月返済日となる場合には、第6条第2項により計算した利息を、元金返済が開始されるまでの間、毎月返済日の都度、金庫へ支払うものとします。

4. 加算月返済割合がある場合には、本条第2項に定める貸越元金利息に加算月返済割合を乗じた金額(円未満切捨て)を加算返済分とし、加算月の毎月返済日に均等返済額に加えて加算返済額を返済するものとします。

第8条(貸越利用期限日翌日以降の元金返済額の変更)

1. 貸越利用期限日翌日以降、毎回の元金返済額は、返済利率の変更の都度見直しするものとし、それぞれ4月1日見直し基準日の場合は同年7月、10月1日見直し基準日の場合は翌年1月の毎月返済日より新返済額に変更されるものとします。(以下、この見直し方法を「都度の返済額の見直し」といいます。))

2. 都度の返済額の見直しは、返済利率、残存元金、元金返済要項に定める最終返済日に基づき新返済額を算出するものとします。ただし、新返済額は見直し前の返済額を下回らないものとし、この場合は元金返済額を変更するべく返済回数を繰り上げるものとします。

3. 第13条に基づき、この契約による債務の一部を随時返済している場合の返済額の見直しについても、前項によるものとします。

第9条(金利の取扱い)

- 貸越利用期間中の金利の取扱いは、変動金利制とします。
- 貸越利用期限日以降の金利の取扱いは、元金返済要項に記載のとおり、変動金利制または固定金利制のいずれかとなります。
- 前項において固定金利制とした場合は次のとおりとします。

- 貸越利用期限日以降の返済利率は、本項第3号の場合を除き、変更しません。
- 第4条第1項第2号および第3項、第5条第4項から第7項、第8条の各条項の規定は適用しません。
- 金融情勢等の変化その他相当の事由がある場合には、一般に行われる範囲で返済利率が変更されることとなります。

4. 借主は、契約成立日以降、本条第2項の金利の取扱いを変動金利から固定金利制、固定金利制から変動金利制にそれぞれ変更しません。

第10条(最終返済日の取扱い)

1. 最終返済日に元金の一部が残存する場合には、最終返済日に一括して支払われるものとします。

2. 前項の場合、最終返済日に一括して返済することが困難なときは、金庫の承諾を得て返済方法、返済期間を変更することができるものとします。この場合、最終返済日の3か月前の返済日までに金庫に申し出るものとします。

第11条(返済方法)

1. 第7条、第2条第2項第5号および同条第4項第5号による返済は自動引落しの方法によることとし、借主は表記の普通預金口座に毎月返済日(金庫の休日の場合は、その日の翌営業日)以下、本条において同じです。)(までに返済相当額を預け入れておくものとします。

2. 金庫は、毎月返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手よりおよび普通預金口座から払戻しの際、毎回の返済に充てます。ただし、普通預金口座の残高が毎回の返済相当額に満たない場合には、金庫はその一部の返済に充てる取扱いはせず、返済が継続する取扱いとします。この場合、金庫は遅延している返済額を全額が返済されるまでは、第1条にかかわらず貸越利用期間中の当座貸越の利用を一時中止できるものとします。

3. 毎回の返済相当額の預入れが毎月返済日より遅れた場合には、貸越利用期間中を除き、金庫は返済相当額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。

4. 借主は、借主が勤務先から受領する給料、賃金、諸付金および退職手当などの所要額を受領し、金庫に払込む一切の件を借主が所属する労働組合等団体の代表者に委任します。手数料、損害金なども同様とします。

第12条(就学者の教育機関への在籍期間終了時の取扱い)

- 就学(予定)者の教育機関への在籍期間が、在学予定を繰り上げて終了する場合には、借主は、遅滞なく金庫へ通知するものとします。
- 終了後は、本条第1項の通知等により、就学(予定)者全員の在籍期間が貸越利用期限日より前に終了する事実を知った場合には、次のとおりとします。
 - 金庫が通知を受けた日(在籍期間の終了日)が通知を受けた日以降に到来する場合には、在籍期間の終了日)もしくは在籍期間が終了した事実を知った日(もしくは、新たな貸越取引を停止したうえで、その直後の毎月返済日(金庫の休日の場合は、その日の翌営業日)を貸越利用期限日)とします。
 - 前号の貸越利用期限日以降は、第7条の定めに従い、元金金を返済するものとします。ただし、第1回元金返済日は前号の貸越利用期限日の直後の毎月返済日とし、最終返済日は第1回元金返済日と同じ期間繰り上げるものとします。

第13条(随時返済)

- 借主は、貸越利用期間中においては、随時に任意の金額を返済することができるものとします。
- 借主が、貸越利用期限日翌日以降にこの契約による債務の一部または全額を期限内に繰り上げて返済する契約(以下、「貸越利用期限日翌日以降の随時返済」といいます。))は、金庫の承諾を得て行うとし、その金額および方法については、金庫の定めるところによりとします。
- 貸越利用期限日翌日以降の随時返済時において加算返済がある場合には、加算返済後返済を優先するものとし、均等返済分の返済が終了した後に加算返済分の返済が残る取扱いはできないものとします。

- 貸越利用期限日翌日以降の随時返済は、前回返済日以降に生じた経過期間分の利息・損害金を全額支払うのうえ、行われるとします。
- 貸越利用期限日翌日以降の随時返済後の債務については、元金返済額を変更するべく、返済回数を繰り上げるものとします。
- 貸越利用期限日翌日以降の随時返済について、最終返済日、均等返済分と加算返済分の割合等、元金返済要項に定める事項の記載と変更を伴う場合には、本条第3項および第5項の定めによらず変更契約書の差し入れにより返済するものとします。
- 随時返済をする場合には、借主は金庫所定の手数料を支払うものとします。

第14条(期限前の全額支払い)

1. 借主に対して次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、取引要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

- 借主が第7条に定める返済・貸越利用期間中の毎月返済日における利息の支払いを含む、以下、本条において同じです。)(を遅延し、金庫から書面により督促しても、次回毎月返済日までに返済(元金利息の返済には損害金を含む)ものとします。)(しなかったとします。
- 借主が支払停止を表明したとき、または借主について破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき。
- 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由

- によって金庫に借主の所在が不明となったとき。
- 次の各場合においては、借主は、金庫からの請求によつて、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - 借主が金庫との取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - 借主が金庫との取引約定の一つでも違反したとき。
 - 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - この取引に關し、借主が金庫に虚偽の書類提供または報告をしたとき。
 - 借主が、第 15 条第1項に定める暴力団員等もしくは同条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切となったとき。
 - 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生ずると元金利息(損害金を含む)の。)返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。
 - 借主が借入申込時に金庫に申し出た資金使途と異なるものに、この契約による融資金の全部または一部を充てたとき。

第15条(反社会的勢力の排除)

- 借主は、現在、暴力団員、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロマシなどは特殊技能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」といいます。))に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を有するなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて金庫の信用を毀損し、または金庫の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
3. 借主は、第 14 条第2項5号の適用により、借主に損害が生じた場合には、金庫になんらの請求をしません。また、金庫に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。
4. 借主は、本条および第 14 条第2項5号が金庫の全ての取引に適用されることに同意します。

第16条(減額・中止・解約)

1. 第 14 条各号の事由があるとき、金融情勢の変化があると、債権の保全その他相当の事由があるときは、金庫は、あらかじめ通知することなく貸越利用期間中いつでも貸越価値額を減額し、返済を中止し、または貸越利用期限日の前後を問わず、この契約を解約することができるものとします。

2. 借主が金庫の債務について、返済を遅延しているときは、金庫は、あらかじめ通知することなく、遅延が解消されるまでの間、貸越利用期間中の貸越を一時的にできるものとします。

3. 借主は貸越利用期間中いつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、借主は金庫所定の手続により金庫に通知します。

第17条(金庫からの相殺)

1. 金庫は、この契約による借主の債務のうち各返済日が到来したもの(貸越利用期間中において受け入れるべき毎月返済日の到来した利息を含みます。以下、本条において同じです。))、または第 14 条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、借主の返済に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかににかかわらず相殺することができるものとします。この場合、書面により通知するものとします。

2. 前項によつて相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率・利回りについては、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率に準らず約定利率、約定利率等により0.1年を 365 日とし、日割で計算します。

第18条(借主からの相殺)

1. 借主は、この契約による借主の債務と期限の到来している借主の金庫に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができるものとします。

2. 前項によつて相殺をする場合には、相殺計算を実行する日の7日前までに金庫へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに金庫へ提出するものとします。なお、貸越利用期限日翌日以降に相殺をする場合、相殺計算を実行する日は当座貸越要項に定める毎月返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算後の各返済日の繰り上げ等については第 13 条第2項から第7項に準じものとします。

3. 本条第1項によつて相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率・利回りについては、預金規定等の定めによります。

4. 借主は、金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、満期日または据置期間が未到来の借主の金庫に対する預金その他の債権を、当該相殺額について期限が到来したものとして相殺することができる。この場合、借主が手続および預金等の利息計算等については、金庫の該各取扱い規定によるものとします。

第19条(債務の返済等による順序)

1. 金庫が相殺をする場合には、借主にこの契約による債務(貸越利用期間中において受け入れるべき約定日の到来した利息を含みます。以下、本条において同じです。))のほか金庫との取引上の他の債務があるときは、金庫は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺に充てるかを指定できるとし、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。

2. 借主に返済または相殺をする場合に、借主にこの契約による債務の返済または相殺に充てるかを指定できるとし、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。また、借主は、金庫が指定するものと、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。

3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮しての返済の返済または相殺に充てるかを指定することができるものとします。

4. 本条第2項のいずれかを書き、または第3項によって金庫が指定する借主の債務の返済についてその期限が到来したものとします。

第20条(費用の負担)

- 次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとし、金庫所定の日に支払うものとします。
 - 金庫の債務に対する権利の行使もしくは保全または解除に関する費用
 - 借主の権利を保全するために借主が金庫の協力を依頼した場合に必要な費用
 - その他この契約に基づき必要となる一切の費用
- この契約の締結に際し借主が負担すべき保証料がある場合は、金庫所定の方法により金庫が借主より受領し、保証機関に支払うものとします。

第21条(代わり証書の差し入れ等)

1. 遺失・盗奪等金庫の責めに帰すべきことのできない事情によって証書その他の事務用データ等が紛失・滅失または損傷した場合には、借主は、金庫の請求によって代わり証書を差し入れたまたはデータの復旧等に協力するものとします。

第22条(印鑑照合)

金庫が、この取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影をこの契約書に押印の印影または普通預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、金庫は責任を負わないものとします。

第 23 条(届出事項の変更とみなし到達)

1. 氏名、住所、印鑑、電話番号、勤務先、その他金庫に届け出た事項に変更があったときは、借主は直ちに金庫に所定の方法で届け出るものとします。
2. 借主が前項の届出を怠る、または借主が金庫からの通知もしくは送付書類等を受領しないなど、借主が責任を負わなければならない事由により、通知もしくは送付書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第 24 条(成年後見人等の届出)

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、成年後見人等の氏名その他必要な事項を直ちに金庫に書面で届け出るものとします。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、任意後見人の氏名その他必要な事項を直ちに金庫に書面で届け出るものとします。
3. 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届け出るものとします。
4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出るものとします。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、金庫は責任を負わないものとします。

第 25 条(報告および調査)

1. 借主は、金庫が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主は、借主の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、金庫に遅滞なく報告するものとします。
3. 借主は、国税、地方税、その他の公課の納付を怠ったことにより、保全差押、交付要求、換価等の滞納処分を受けた場合には、金庫から請求がなくても、直ちに金庫に報告するものとします。また、金庫から請求があった場合には、借主は、国税、地方税、その他の公課の納付状況を明らかにするため、各種納税証明書等を金庫に提出するものとします。

第 26 条(団体信用生命保険)

1. 借主が貸越利用期限日に金庫の指定する生命保険会社の団体信用生命保険に加入する場合には、借主は、金庫が保険金の受取人となり事故発生時にこの保険契約に定める額またはこの債務の総額のいずれか低い額を限度として保険金を受領し、この債務に充当することに同意します。
2. 前項の保険への加入の諾否の決定は、金庫の指定した生命保険会社が別に定める基準に基づいて行い、その結果については借主は異議を述べないものとします。
3. 借主は被保険者につき保険契約に定める事故が発生したときは、速やかに金庫に通知し金庫の指示に従うものとします。

第 27 条(契約書(規定)の変更)

1. 金庫は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、この契約書(規定)の内容を変更できるものとします。
2. この契約書(規定)の内容を変更する場合、金庫は、変更内容および変更日をホームページに掲載その他相当の方法で公表するものとします。

第 28 条(債権回収会社への業務委託および債権譲渡)

1. 借主は、この契約による債務ならびに借主が金庫に対して負担する一切の債務について、金庫が必要と認めるときは、金庫が指定する「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収業者(以下、債権回収会社といいます。)に債務の回収を委託し、債権回収会社が金庫に代わり借主に請求し、取り立てることに同意するものとします。
2. 借主は、この契約による債務ならびに借主が金庫に対して負担する一切の債務について、金庫が必要と認めるときは、金庫の指定する債権回収会社に譲渡することを承諾するものとします。
3. 借主は、債権回収会社が本条第1項および第2項の行為を行うにあたり、必要な範囲において、金庫が債権回収会社に対し、借主の個人情報を提供することに同意するものとします。

第 29 条(移管)

借主の住所移転等によってこの取引の取扱店の変更(移管)を希望するときは、書面により金庫に申し入れるものとし、取扱店を変更する手続(移管手続)は、金庫の定めるところに従うものとします。また、これによりこの契約に変更が必要な場合は、借主はこれに同意するものとします。

第 30 条(準拠法・合意管轄)

1. 本約定書の契約準拠法を日本法とします。
2. この契約に関して訴訟の必要が生じたときは、金庫の本店所在地を管轄する裁判所のみを第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第 31 条(取引の制限等)

1. 金庫は、借主の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。借主から正当な理由なく指定した期限までに回答いたさない場合には、この取引の全部または一部を制限する場合があります。
2. 金庫は、日本国籍をお持ちでない借主に対し、公的書類による在留資格・在留期間(満了日)・国籍の提示を求めることがあります。提示された在留期間(満了日)を超過した場合には、この取引の全部または一部を制限する場合があります。
3. 前2項の各種確認や資料の提出等の求めに対する借主の回答、具体的な取引の内容、借主の説明内容およびその他の事情を考慮して、金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令、金庫の利用資格等への抵触のおそれがあると判断した場合には、この取引の全部または一部を制限する場合があります。
4. 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、借主からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令、金庫の利用資格等への抵触のおそれが合理的に解消されたと金庫が認める場合、金庫は当該取引の制限を解除します。
5. 次の各号の一にでも該当した場合には、金庫はこの取引を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。
 - (1) この取引の名義人が存在しないことが明らかになった場合またはこの取引の名義人の意思によらずに契約されたことが明らかになった場合
 - (2) この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令、金庫の利用資格等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - (3) その取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
6. 前項各号によりこの契約が解約された場合、借主は、直ちに教育ローンカードを返却し、貸越元金金を返済します。

第 32 条(引下げ利率の変更・中止)

1. 引下げ利率の適用後、借主が、金庫が定めた金利の適用条件に合致しないことが判明した場合、虚偽の書類提供または報告をした場合、借入申込時に金庫に申し出た資金使途と異なるものにこの契約による融資金の全部または一部を充てた場合、あらかじめ書面により金庫の承諾を得ることなく担保について借入契約期間中に使用目的・用途を変更し、現状を変更しもしくは第三者のために権利を設定もしくは譲渡した場合、または元金金の返済が遅延した場合もしくはその他相当の事由が生じた場合には、本契約の他の条項にかかわらず、金庫はいづれでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。
2. 金庫が引下げ利率の制度を変更または廃止した場合には、金庫はいつでも引下げ利率を変更またはその適用を中止することができるものとします。
3. 前 2 項の変更または中止について、金庫から借主への通知は不要とします。

以上